

最新情報はホームページやインスタグラムで  
商工会より、経営に必要な情報をお届けします



CHIKUZENSHOKOKAI

## トピックス

- ・労働保険の加入について
- ・小規模企業共済のすすめ
- ・社会保険適用拡大について
- ・福岡県の最低賃金について
- ・賃上げ促進税制について

## マル経融資

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保無保証で利用可。

(ただし、内部審査と商工会長の推薦が必要)

上限2,000万円

運転資金 7年以内

設備資金 10年以内

**1.45%**

2024.9.2時点

## 労働保険の加入はお済みですか？

労働保険とは・・・

「労働者の工作中や通勤中の負傷、疾病に備える**労災保険**」

「労働者の休業や失業に備える**雇用保険**」

の総称で、働く人の安心を守る重要な国の保険です。

労働者（パート・アルバイトを含む）を一人でも雇っている事業主は労働保険に加入することが法律で義務付けられています。

## 小規模企業共済のすすめ

小規模企業共済とは・・・

国がつくった経営者のための退職金制度です。



お得ポイント

POINT 1 /

掛金は、  
全額所得控除

掛金は月額1,000円から7万円の範囲で自由に選べます。払い込んだ掛金は、全額が所得控除の対象となります。

POINT 2 /

受取時も  
税制メリット

共済金は、廃業の他、65歳以上で180ヵ月以上掛金を納付した方も受け取ることができます。

受取は、一括・分割・一括と分割の併用がある一方税制のメリットがあります。

一括受取－退職所得扱い

分割受取－公的年金等の雑所得扱い

POINT 3 /

資金に困ったら  
・・・

事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7割～9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。

例年11月～12月は、年末調整や確定申告を見据え、掛金前納をご希望される方が多くなります。既に共済契約者となっている方の掛金前納申込提出期限は11月中旬頃となっておりますのでお早目にお手続きください。



詳細につきましてはHPをご覧ください。

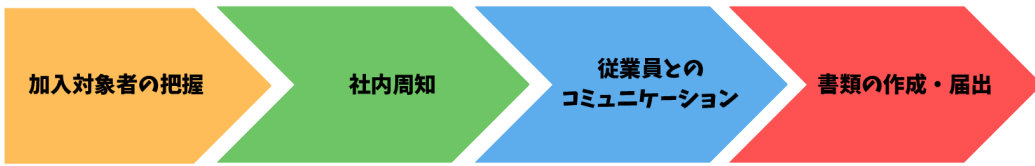
Be a Great Small.  
中小機構



# 社会保険適用拡大について

社会保険の適用が段階的に拡大され、令和6年10月より、従業員数51人以上100人以下の企業についても一部のパートやアルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます。

～ 社会保険「被保険者資格取得届」届出までの社内準備フロー 4Step ～



詳しい内容は  
適用拡大特設サイト↓



## ①加入対象者の把握

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 所定内賃金が月額88,000円以上
- 雇用期間が2か月を超える見込みがある
- 学生ではないこと※休学中や夜間学生は加入の対象。

## ②社内周知

新たに加入対象となるパート・アルバイトのみなさんに、法改正の内容が確実に伝わるよう社内イントラやメール等を活用し、社内の周知に努めましょう。

## ③従業員とのコミュニケーション

- 社会保険の新たな加入対象者であることを伝える。
- 社会保険の加入メリットを伝える。
- 今後の労働時間などについて話し合う。など

## ④書類の作成・届出

- 2024年9月上旬までに、通知でお知らせ（※従業員51人～100人企業の場合）日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを知らせる通知書類が届きます。
- 届書の届出（※従業員51人～100人企業の場合）オンライン申請も可能  
2024年10月7日までに「被保険者資格取得届」をオンラインで届けましょう。



厚生労働省・日本年金機構：社会保険適用拡大ガイドブックより一部抜粋。

# 福岡県の最低賃金について

福岡県で、最低賃金の引き上げが発表されその結果最低賃金が51円引き上げとなり、1時間あたり992円となることが決定しました。2024年10月5日から施行される予定です。

## 賃上げ促進税制が強化されました

### 全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

賃上げ促進税制とは・・・

賃上げや人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、雇用者給与等支給額の前年度からの増加額の一定割合を、法人税額又は所得税額から控除する税制です。

令和6年度税制改正による変更の適用期間は

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度。個人事業主は令和7年から令和9年までの各年が対象

	継続雇用者の給与支給額（前年度比）	税額控除率	最大 45%
基本	+1.5%以上	15%	
	+2.5%以上	30%	
上乘せ	教育訓練費が前年比+5%以上	10%	
	女性活躍等支援	5%	

・中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能。

